

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)の職員を定める規則

平成27年3月30日規則第37号

職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号)別表第1備考(2)の組合規則で定める職員は、大阪市の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。